

平成31年2月5日開催

第20回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんお集まりですので、総会を始めさせていただきたいと思います。

それでは、開会に先立ちまして今井会長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○会長（今井 啓） 皆さん、こんにちは。今日は第20回農業委員会総会ということで農業委員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

昨日は、立春ということで、それに合わせたように気温が上がりましたが、でも、夜になったら随分また冷たい風が吹いてきて冬に逆戻り。それでも、大分太陽が高くなった。ハウスの中に入っていると大分温度が上がってきて、春が近づいているなど感じる程でございます。また、一昨日は、節分ということで、昔なら豆まきを隣近所でしたのですけれども、今本当にそういう伝統行事といえますか、そういう行事が消えまして、昭和の時代にはどこの家も皆さんで「福は内」なんて豆を投げたのですけれども、昔、「家には鬼がないのだから「福は内」だけでいいのだ」なんて怒られたこともあるのですけれども。そういう伝統行事、また食文化もいろいろ変化してきまして随分変わってきたところでございます。そういう食文化の変化ということで昔の味をまた再現して子供たちに食べていただくということで、12日ですか、女性農業委員さんが新町の第二小学校へ行って「すいとん」の食育教育をするということで、昔は「すいとん」と言ったり、「おつみこ」と言ったのですよね。最近は「すいとん」と言うようになったのかな。

○1番清水委員 「つみっこ」ですよ。

○会長 「つみっこ」だよ。しゃれた名前になって、今の時代。そういうことで、女性農業委員さんの活動ということで、男の農業委員さんではそういうことはできないけれども、女性らしい活動ということで農業振興に努めていただくということで。やっぱり地場産の麦、小麦ですか、消費してもらうためにはそういう活動も必要ではなかろうかなと思っておるわけです。そういう活動を通して地場産のまた消費の拡大につながっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は審議内容もそれほど事前調査もありませんので、スムーズにいくと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては、今井会長、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、第20回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、今日の出席状況を報告させていただきます。議席番号18番、岸吉郎委員から欠席との連絡がございました。ということで、本日の出席委員は全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてということで、議事録署名委員を指名してよいか皆様にお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号 10 番、中澤勝人委員並びに 17 番、飯塚大輔委員の 2 名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局の中山主査を任命いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議事進行に移ります。

なお、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願いいたします。また、そのたびに言うのですけれども、携帯等は鳴らないようによろしくお願いたします。

それでは、議案に早速入ります。

議案第 1 号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第 1 号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1 番 農地法第 5 条許可、平成 27 年 2 月 23 日許可。高農委指令第 1501 号でございます。契約内容につきましては売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございました。取消の理由につきましては、高崎市の景観条例の該当地であり、追加の手続が必要になったため事業を見直したいとのことでございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

それでは、承認することにいたします。

○会長 続きまして、議案第 2 号に移ります。

議案第 2 号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年3月22日許可、高農委指令第1658号。一時転用期間は、平成28年3月22日から平成31年3月21日までの3年間でございます。変更の理由は、パネル枚数及び架台支柱の本数を変更するためということでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地。一時転用期間は、平成31年3月22日から平成41年3月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、変更後の3条の賃貸借及び地上権の設定であります議案書11ページの議案第3号ナンバー15、16、変更後の5条の太陽光の支柱部分の転用、議案書20ページの議案第5号ナンバー1が関連案件となっております。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年3月22日許可、高農委指令第1659号。一時転用期間は、平成28年3月22日から平成31年3月21日までの3年間でございます。変更の理由は、パネル枚数及び架台支柱の本数を変更するためということでございます。変更後の契約内容以降につきましては、先ほどの1番と同様となります。また、こちらの関連案件といたしましては、議案書12ページ、13ページの議案第3号ナンバー17、18、議案書21ページの議案第5号ナンバー2でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま、事務局よりパネルの枚数並びに架台の支柱の変更ということで説明がございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

よろしければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1とナンバー2については事前調査案件でございます。また、ナンバー1とナンバー2については関連する案件でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議案書8ページの1番と2番でございます。本件につきましては、新規就農の案件でございます。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。譲受人の申請人につきましては、現在66歳の女性でございます。

それでは、審議資料をご覧いただきたいと思います。農地法第3条許可申請ナンバー1、2審議資料になります。1の就農の動機につきましては、今回の申請地が申請人の自宅に隣接した農地でございます。10年以上前から所有者から管理を任されているとこのことございまして、このたび定年退職になり、時間ができたことから就農を決意したとこのことでございます。

続いて、将来の農業経営の構想でございますが、生産から加工、販売までを自分自身で行っていききたいという計画となっております。

3の職歴及び農業経験でございますが、職歴につきましては食品製造業の会社に30年間お勤めをされておりました。農業経験につきましては、先ほど10年以上管理を任されているということでお話しさせていただいたのですけれども、野菜、果樹につきましては15年以上継続してつくっているとこのことでございます。

続いて、農業経営の概要でございますけれども、目標年次は5年で設定されております。家族と農業従事者でございますけれども、当初は旦那さんとお二人で始めまして、目標時の5年後につきましては、娘さんに忙しいときは手伝ってもらおう計画になっております。

経営土地面積でございますけれども、当初時面積につきましては、今回の申請面積48.2アールでございます。5年後につきましても、目標時面積48.2アールということで同じ面積での耕作を予定しております。

1枚おめくりください。作目構成につきましては大豆、芋、葉物野菜、それから果樹でイチジクを計画しております。作付計画でございますけれども、イチジクの1年目については実がつかないということで、2年目以降に収穫ができるという計画になっております。大豆については、秋ごろ収穫の計画となっております。タマネギとジャガイモ、葉物野菜につきましては1年を通してつくっていく計画でございます。

続いて、出荷計画でございますけれども、当初は物産センターと地元のスーパー等の直売コーナーでの販売を計画しております。将来的には加工して直接販売、またインターネットでの販売を行いたいという計画となっております。

5の経営試算でございますけれども、作目別生産額については別紙のとおりとなっております。営農計画書は1年目から5年目までの計画を入れていただいております。大豆、

ジャガイモ、タマネギと葉物野菜については、1年目から5年目まで大きく変化はないのですけれども、イチジクについては、1年目はまだ取れないということでゼロということになっており、2年目以降からだんだん増える試算となっています。

生産額については、収益として当初は48万円、5年後につきましては348万円を目指す計画となっています。

所得につきましては、当初時は5万円、目標時につきましては258万円の目標を設定しております。

資金計画でございますが、運転資金と生活費として、合わせて500万円の用意があります。

経営開始時の資本装備でございますけれども、イチジクの苗の購入を予定しています。トラクターと管理機については、既に所有をしているとのことでございます。

目標年までに取得する資本装備でございますけれども、イチジクの棚と鳥よけの防鳥ネットを予定しております。また、かん水設備と乾燥機を予定しております。乾燥機につきましては、イチジクをドライフルーツとして販売したいということで、購入する計画をしております。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより調査報告です。今回は、第3班の調査ですので、調査班長の飯塚大輔委員から報告をお願いいたします。

○17番飯塚委員 事前調査報告、第3班班長、飯塚大輔。農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 営農計画書には、職歴として食品製造業で勤めていたと書かれていますが、食品とはどのようなものですか。

回答 シイタケ菌糸体を使った健康食品を製造する会社に勤めていました。

質問2 予定している大豆やイチジクは加工して販売する計画ですか。

回答 大豆については、既に自家用でみそをつくっています。みそや豆腐などに加工して販売することも考えています。まずは、大豆そのもので販売したいと考えています。また、イチジクについても、青果として販売する予定でいますが、青果として出せないものや日がたってしまったものは加工して販売することも考えています。

質問3 営農計画書に記載されているイチジクの棚と防鳥の設置で予定している資金計画では十分なものが設置できないと思われませんが、どのようなものの設置を考えているのですか。

回答 施工は、私と息子たちでする計画です。既に防鳥用ネットは買ってありますので、後は単管を購入する予定です。材料費のみを見積もった金額となります。

質問5 近所でイチジクを生産されている方がいるかと思えます。そういった方のネットの張り方を参考にするとよいと思えます。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

それでは、質疑をお受けいたします。このイチジクの5年目の収入は300万とあるけれども、これは生の金額。

○1番清水委員 ドライフルーツにして。

○会長 ドライにして。だって、この説明では売れないものを加工するとかなんとかと、実がなるとかと、ここに書いてあるのだけれども。生で、これはこんなに余るのかね。

○1番清水委員 生ではだめ。日もちしないし。

○会長 いや、こんなに15アールで300万も。だから、ほかの果物よりいいなと思ったのだけれども。

○17番飯塚委員 最近、スーパーなんかで、結構、生だっけ、イチジクの評判がよさそうです。健康上。

○1番清水委員 女性に人気が出てね。

○会長 いい値段だから、加工した値段か生の値段か。

○1番清水委員 加工するとかかなりいい値段に。

○会長 ただ、それがすごく売ればいいけれども。

○22番吉田委員 ただ、そんなにもたないのです。

○1番清水委員 生はもたない。だから、加工すれば。ドライにすればかなりもつ。

○22番吉田委員 そうではなくて、イチジクの木、そのものが長くもたないのです。収量がどんどん上がっていくというのは、ほんの二、三年であとは老化していってしまう。

○15番堀越委員 木が弱いのだ。

○22番吉田委員 だから、うちのほうもすごく盛んだったけれども、全部やめてしまった。

○1番清水委員 木に虫が入りやすい。

○会長 そういう点。まあ、一度、試してもらってというところですかね。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がないとして許可することにいたします。

それでは、続きまして一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は贈与、農業後継者として農地を譲り受け耕作したいという同一世帯の申請でございます。

5番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

7番は、保留でお願いいたします。また、別添の農地法第3条調査書の6ページをご覧いただきたいのですが、第2項第1号全部効率利用のところですが、経営農地の一部が耕作されていないことから全部効率利用に該当するというので今は保留でお願いいたします。なお、来月に向け調整をしています。

8番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番は、取り下げでお願いいたします。

11番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は贈与、農業後継者として農地を譲り受け耕作したいという同一世帯での申請でございます。

14番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページの議案第2号ナンバー1、地上権設定であります次のナンバー16、5条の太陽光の支柱部分の転用申請、議案書20ページの議案第5号ナンバー1が関連案件となっております。

16番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、設定期間につきましては、平成31年3月22日から平成41年3月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました、計画変更申請、議案書5ページの議案第2号ナンバー1、3条の賃貸借、前のナンバー15、太陽光発電の5条の支柱部分の転用、議案書20ページ、議案第5号ナンバー1が関連案件となっております。本案件につ

きましては、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

17番 契約内容は賃貸借、農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。こちらも関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページの議案第2号ナンバー2、地上権設定の次のナンバー18、5条の支柱部分の転用、議案書21ページ、議案第5号ナンバー2が関連案件となっております。

18番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。設定期間につきましては、平成31年3月22日から平成41年3月21日までの10年間でございます。こちらも関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書6ページの議案第2号ナンバー2、3条の賃貸借、前のナンバー17、太陽光の5条許可申請、議案書21ページ、議案第5号ナンバー2が関連案件となっております。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。こちらも事業の詳細につきましては、5条の許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

19番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く16件でございます。なお、7番を除く、この15件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 ただいまの事務局の説明によりますと、取り下げが10番、保留が7番ということでございます。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

この12番の譲受人の方、農業経営拡大し、申請地を買い受けて耕作したいと。幾つぐらいの人なのだろう。

○事務局 受人さんは、82歳の方です。

○会長 82歳。それで、従事者、人数、家族でいるの。

○事務局 はい。後継者の方で息子さんがいらっしゃいます。59歳の方です。現在は会社にも通っているので、兼業なのですが、後を継がれるということでございます。

○会長 そうですか。それならいいけれども、その本人さんがやるにはちょっと無理があるかなと思って。はい、わかりました。

ほかに、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

異議ないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

2番 隣地との境界確定をした際に駐車場の一部となっていることが判明したため一体で利用したいという貸露天駐車場の申請でございます。雑種地 495 平米と一体利用の計画でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番は、取り下げでお願いいたします。

6番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

7番につきましては、今月は保留でお願いいたします。

8番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。

9番 農業用物置用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという物置2棟の申請でございます。

10番 自宅の庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地 1,096.17 平米と一体利用の計画でございます。

11番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

12番 申請地に障がい者向けのグループホームを建築したいという福祉施設の申請でございます。なお、宅地 2,774.30 平米と一体利用の計画でございます。

13番 申請地を貸露天駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございます。

14 番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林 1,059 平米と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第 4 条の規定による許可申請につきましては、取り下げ 1 件を除きます 13 件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたが、この中で 5 番が取り下げ、7 番が保留ということでございますので、その 2 件を除きこれより審議に入ります。

質疑を受けます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第 5 号に移ります。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー 1 並びにナンバー 2 については事前調査案件でございます。また、ナンバー 1 並びにナンバー 2 については、同一の事業者による事業内容でございますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー 1 並びにナンバー 2 の説明をお願いします。

○事務局

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

1 番 契約の内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成 31 年 3 月 22 日から平成 41 年 3 月 21 日までの 10 年間でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書 5 ページ、議案第 2 号ナンバー 1、3 条の賃貸借及び地上権の設定であります議案書 11 ページの議案第 3 号ナンバー 15、16 が関連案件となっております。なお、こちら農地法 3 条の地上権設定の許可と、こちらの 5 条の許可の審議につきましては一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、別添の農地法第 5 条許可申請ナンバー 1 審議資料をご覧ください。

1 枚目、位置図でございます。図面中央にございます黄色く着色された箇所が今回の申請地でございます。十文字住民センターから南西に 50 メートルほどの場所に位置しております。

1 枚おめくりいただきまして、2 枚目が案内図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を右にしてご覧いただきたいと思っております。図面中

央の青色で着色されている箇所が今回の申請地でございます。申請地周辺は農振農用地が広がる区域でございます、申請地自体も農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目及び次の4枚目が公図の写しとなっております。赤枠で囲まれている筆、4筆が今回の申請地でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が土地の利用計画図となっております。図面の向きが再び変わります、ホッチキスどめされている箇所を左にしてご覧いただきたいと思っております。更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積 32.56 平米が今回の一時転用の対象地でございます、計画発電量は 406.12 キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は 2.1 メートルで、この太陽光パネルが約 3 メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。なお、今回の更新申請より営農計画書が 10 年用に変更されております。営農者は認定農業者であるため、今回の 10 年更新が可能となります。

1枚おめくりください。営農型発電設備の下部の農地における作付予定作物につきましては、カボチャを栽培する計画でございます。申請地には前回の申請時、大根、白菜、タマネギ、レタスを作付してございまして、収量も 8 割を満たしてございましたが、譲受法人の系列グループのほうからカボチャの需要が増加しているためカボチャの生産を増やしてほしいという要望がございまして、今回の更新時に作付作物をカボチャへと変更するものでございます。

次のページをご覧ください。こちらが年間の営農計画でございます。記載にありましており、2月、3月と土づくりを行いまして、播種、定植を経まして8月から9月にかけて収穫を行う計画となっております。また、除草、追肥については適宜行うということでございまして、2年目以降につきましても同様に行う予定となっております。

1枚おめくりください。利用する農業機械につきましては記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては9年、そのうち本申請地に作付予定のカボチャにつきましても9年の経験がございまして。

発電設備による営農への影響の見込みでございますが、カボチャはつる性の植物であり、圃場全体を覆うように生育することから、日照につきましては十分確保でき、現在栽培している別の圃場においても、問題なく栽培できていることから、パネル下での栽培でも支障はないと考えられます。

支柱につきましては、最低地上高が 2.1 メートル、最高地上高が 2.7 メートル、間隔も 3 メートルあることから、使用予定の農業機械も入ることができ、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

1枚目おめくりください。下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画書

に記載のとおりでございまして、こちらは、ぐんま野菜づくりハンドブックを根拠に見込みを算出しておりまして、許可要件である8割を目指すものでございます。

1枚おめくりください。最後のページは、昨年の夏に現地で栽培されていたカボチャの写真でございます。撮影日は、昨年の7月19日とのことでございます。こちらは、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、1番の説明を終わらせていただきます。

続きまして、2番の説明に入らせていただきます。

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成31年3月22日から平成41年3月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書6ページの議案第2号ナンバー2、3条の賃貸借及び地上権の設定であります議案書12から13ページの議案第3号ナンバー17、18が関連案件となっております。また、こちらにつきましても、農地法3条の地上権の設定の許可とこちらの5条の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしく願いいたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料をご覧ください。ホッチキスどめされている箇所を右にしてご覧いただければと思います。

1枚目が位置図となっております。図面左の赤丸で囲まれた箇所が今回の申請地でございます。群馬県立農林大学校から北西に約4.1キロの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。図面中央の青色で着色されている箇所が今回の申請地でございます。こちらの申請地周辺も農振農用地が広がる区域でございまして、申請地自体も農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しとなっております。赤枠で囲まれている筆、4筆が今回の申請地でございます。

1枚おめくりください。4枚目が土地の利用計画図となっております。こちら図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を左にしてご覧いただきたいと思っております。こちら更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積38.65平米が今回の一時転用の対象地でございます。計画発電量は500キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は2.1メートルで、このタイプの太陽光パネルが約3メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりください。こちらのページ以降が営農計画書となっております。こちらの申請地につきましては、前回の申請時はフキを作付しておりまして、収量もこちら8割を満たしておりましたが、譲受法人の系列グループのほうからカボチャの需要が増

加しているため、カボチャの生産を増やしてほしいという要望がございまして、さきのナンバー1と同様、今回の更新時に作付作物をカボチャへと変更するものでございます。そのため譲受法人及び作付作物ともに先のナンバー1と同一であることから、営農計画書の説明は省略とさせていただきます。

なお、最後のページをご覧ください。最後のページにつきましては、昨年の夏に現地で栽培されていたフキの写真でございまして、こちらの撮影日は昨年の8月17日とのことでございます。参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、1番と2番の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局より、ナンバー1とナンバー2の説明ということでちょっと長かったのですけれども、終わりました。

それでは、続きまして、調査班長より報告をお願いいたします。

○17番飯塚委員 事前調査報告、農地法第5条申請審議ナンバー1、2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の営農部門の担当者2名の出席でした。

質問1 今回、営農型太陽光の更新に合わせて2つの圃場とも栽培作物をカボチャに変更するというのですが、理由は何ですか。

回答 カボチャの消費が年々増加しているため、現在需要が高まっているカボチャを生産してほしいと商品部門から注文があったことから作物の変更を行いました。また、会社の方針として作業を分散するため他の圃場においても作物変更をするケースが多くなってきています。

質問2 以前から農作業の一部を障がい者の方にもお願いしていると伺っていますが、こちらの圃場でも作業を依頼しているのですか。ナンバー2の圃場では傾斜があるところもありますので、作業には十分な注意が必要になると思われま。

回答 こちらの2つの圃場でも障がい者就労をサポートしている法人に収穫作業をお願いしています。7、8人のグループで3日間収穫を行っていただきました。

質問3 営農型太陽光のパネル下ではなく、普通の農場でもカボチャの栽培はしているのですか。また、販売の際には営農型太陽光のパネル下で栽培したカボチャと他の農家の方が栽培したカボチャを分けて売っているのですか。

回答 現状では営農型太陽光のパネル下のみでカボチャの栽培を行っています。販売については、他の農家の方が栽培したカボチャと分けることなく販売しています。営農型太陽光のパネル下で栽培したカボチャも、普通のカボチャと変わりなく、品質、味に差はありません。

質問4 農薬は散布しているのですか。

回答 種苗会社の専門家に週1回圃場を確認してもらい、病気が出やすいので気をつけるよう指導を受けながら適宜農薬を散布しています。

質問5 加工は行っていますか。

回答 現在は、店舗での販売のみで加工は行っていません。

質問6 こちらの圃場で栽培しているカボチャの品種は何ですか。

回答 ナンバー1の圃場では「ほっこりえびす」という緑のカボチャを、ナンバー2の圃場では「ほっこりえびす」に加えて「とっておき」という白色のカボチャの2種類を栽培しています。

質問7 現地の写真を見ると、苗と苗の間隔が狭いように見えますが、10アール当たり何本植える予定ですか。また、1株からどのぐらいの収穫を予定していますか。

回答 昨年は10アール当たり200本植えていましたが、ことしは10アール当たり300本植える予定です。1株から最低でも4玉は収穫していきたいと考えています。

質問8 今回、許可を受けていない土地にも太陽光パネルが設置されているため是正の申請となっていますが、今後はそのようなことがないように十分注意してください。

回答 はい、申し訳ありませんでした。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長より調査報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。最近、カボチャのほうがかかからないようで、あっちもこっちもカボチャを植えるようなことになったのですけれども、生産過剰になってしまうとまた困るのですけれども。カボチャだらけになってしまうと、また困るのです。

どうですか。皆さんのほうから何か質疑ございますでしょうか。

ないでしょうか。

○全員 なし。

○会長 いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、一括審議に入りますので、まだ、件数はかなりあるので、ここでちょっと小休止を。10分間小休止を入れます。よろしくをお願いします。

休 憩

再 開

○会長 それでは、議事をこれより再開いたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、庭木の栽培のため申請地を買い受けて植林用地として使用したいという植林用地の申請でございます。

4番 契約内容は売買、親子で別々に借家住まいをしているが申請地を買い受けて二世帯住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。また、宅地294.84平米と一体利用の計画でございます。また、農地種別区分1種でございますが、1種の例外許可規定でございます集落接続に該当するものと考えられますので、許可要件を満たすものと考えられます。

11番と次の12番につきましては、まず初めに議案書の訂正をお願いいたします。前と後ろのホワイトボードをごらんいただければと思いますが、11番と12番の施設の概要欄、店舗併用住宅と記載がございますが、店舗併用住宅から一般住宅に変更をお願いいたします。こちら、事前協議の際には店舗併用住宅とご説明させていただいておりましたが、事前協議後に譲受人より転用目的を店舗併用住宅から一般住宅に変更したいとの申し出がございました。内容を確認いたしましたところ、土地の面積、配置等は変更ないということで、本日の総会にて転用目的のみ変更いたしまして審議をお願いしたいと思います。また、こちらの11番につきましては、次の12番と同一の事業となりますので、一括して説明させていただきます。

11番 契約内容は売買、道路拡幅に伴い、現在の自宅が収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、宅地82.80平米と一体利用の計画でございます。また、関連案件といたしまして、次のナンバー12が関連案件となっております。

12番 契約の内容以降は、前の11番と同様でございます。

13番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、申請地を妻より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

15番 契約内容は売買、県道拡幅により賃貸住宅の駐車場が収用されるため代替地と

して申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

16 番 契約内容は使用貸借、申請地を母より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、地目、山林とございますけれども、こちらは農地台帳に登録されている農地法上の農地でございます、現況は畑になります。

17 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22 番 契約内容は賃貸借、来客用駐車場が不足しているため店舗に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

23 番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地 193.82 平米と一体利用の計画でございます。

24 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25 番 契約内容は売買、父と同居するに当たり駐車場が不足するため実家に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

26 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

27 番 契約内容は賃貸借、現在使用しているごみステーションを土地所有者へ返却するため代替地として申請地を借り受けて使用したいという町内ごみステーションの申請でございます。

28 番 契約内容は売買、国道 17 号拡幅により従業員用の駐車場が収用されるため代替地として申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

29 番 契約内容は使用貸借、実家に隣接する申請地を弟より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30 番は、取り下げでお願いいたします。

31 番 契約内容は贈与、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を親族より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、宅地 1,096.17

平米と一体利用の計画でございます。

32 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて所有農地への進入路として整備したいという通路用地の申請でございます。

34 番 契約内容は売買、駐車場が不足しているため営業所に隣接する申請地を買い受けて利用したいという露天駐車場の申請でございます。

35 番 契約内容は使用貸借、4月に予定している選挙のための事務所用駐車場として申請地を父より借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間は平成31年4月1日から平成31年5月1日までの1カ月でございます。

36 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37 番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

38 番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39 番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

40 番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足するため既存の資材置き場に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

41 番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが結婚を機に自己用住宅を持ちたく申請地を父と祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42 番 契約内容は贈与、自宅への入り口及び庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地1,362.01平米と一体利用の計画でございます。

43 番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

44 番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45 番 契約内容は売買、妻の実家で生活しているが自己用住宅を持ちたく妻の実家に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46 番 契約内容は売買、自宅への入り口及び庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請で

ございまして、宅地 582.98 平米と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第 5 条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ 1 件を除きます 43 件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 会長 事務局の説明が終わりました。この中で 30 番が取り下げということでございますので、この 30 番を除き、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

18、これは 4 つあるではない。4 つで、実測があるというけれども、これは 249 平米。開発申請とか、そういうのはちゃんと訂正する、どうするの、下限面積を 250 平米にする。

- 事務局 開発許可申請のほうには測量図というのがついていまして、これはあくまでも登記の面積が農地ですと、14 平米と 235 平米ということで小数点第以下がないのです。ただ、実測値では小数点第 2 位までありまして、2 筆合わせますと 250.09 平米ということで、250 平米、開発許可の一般住宅の許可基準である 250 平米を超えていますので、問題なしと確認しています。

以上です。

- 会長 そういうふうになるのですね。

皆さんのほうからございますでしょうか。

異議がなければ許可相当としてよろしいでしょうか。

- 全員 異議なし。

- 会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第 6 号に移ります。

議案第 6 号 平成 31 年度農作業労賃協定標準額について。

平成 31 年度農作業労賃協定標準額について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

- 事務局 議案書は 33 ページをご覧ください。本市においては、適正な農作業料金の形成の推進を図るため、毎年「農作業労賃協定標準額」を定めております。算定に当たって、各地域の農作業労賃の実態を把握するため、昨年 12 月 3 日の事前協議で調査のご依頼をさせていただきましたが、このたび取りまとめが済みしましたので、本日の総会にてご決定いただき、市ホームページや農家の友を通じて公表していきたいと考えているものでございます。

また、表の中ほどに果樹作業として 5 つの作業がございますが、こちらは昨年度委員の皆様より追加要望のあったものでして、31 年度から追加をさせていただいた作業となります。昨年度から変動の大きかった項目としては、一番下の欄の遊休農地管理が昨年より 4,414 円増加し、3 万 4,757 円となっております。その他は特筆して増減幅が大きいものはないものの、下から 5 番目のハンマーナイフ、下から 2 番目の除草作業等、除

草に関する項目は増加傾向にあります。なお、この標準額につきましては、あくまで参考ということで実際の金額の設定については、お互いの話し合いにより決めていただくものになっております。

以上、平成 31 年度農作業労賃協定標準額についてのご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局のただいま説明が終わりました。

これより審議に入ります。

どうですか、この金額で。よろしいでしょうか。別にこれといった問題がなければ、これで決定したいと思います。

では、それでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、この金額で決定することにいたします。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項第 1 号から第 4 号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出受理について。

1 番 転用目的は宅地の敷地拡張、用途指定区分は第 1 種住居でございます。ほか 7 件、計 8 件の 4 条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出受理について。

1 番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第 1 種低層住居でございます。ほか 24 件、計 25 件の 5 条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。

1 番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか 8 件、計 9 件の 18 条の合意解約につきまして書類審査し、適法であったため通知を受理しております。

報告第 4 号 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による転用許可専決処分について。

こちら先月の総会におきまして、許可相当としていた案件でございます。4 条が 4 件、5 条が 59 件、そのうちのナンバー 3 とナンバー 7 につきましては 3,000 平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行いまして、異議なしという回答をいただいております。

その他の案件につきましても、他法令との調整が整いましたので、平成 31 年 1 月 22 日付で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

その他ということで、事務局のほうから何か皆さんに。

○事務局 特にございません。

○会長 ないのですか。

皆さんのほうから、今までのことに関して何かご質問等ございますでしょうか。

○全員 ありません。

○会長 ないですね。次回は、皆がここにそろうのは3月1日だったかな。そのころは、梅が咲き始めて、3月3日ですか、箕郷の梅まつりということで、私も案内状をいただいております。そういう暖かい時期になりますけれども、また次回よろしく願い申し上げます。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第20回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時00分 閉会